

令和 8 年 関川村議会 5 月（第 5 回）臨時会議会議録（第 1 号）

○議事日程

令和 8 年 5 月 1 1 日（月曜日） 午前 1 0 時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 報告第 2 号 令和 7 年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
 - 第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）
 - 第 5 報告第 4 号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 第 6 報告第 5 号 専決処分の報告について（令和 7 年度関川村一般会計補正予算（第 1 2 号））
 - 第 7 報告第 6 号 専決処分の報告について（令和 7 年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））
 - 第 8 議案第 3 9 号 令和 8 年度関川村一般会計補正予算（第 1 号）
 - 第 9 議案第 4 0 号 財産の取得について（除雪ドーザ）
 - 第 1 0 議案第 4 1 号 財産の取得について（小型除雪車）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 2 号 令和 7 年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 報告第 4 号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 6 報告第 5 号 専決処分の報告について（令和 7 年度関川村一般会計補正予算（第 1 2 号））
- 第 7 報告第 6 号 専決処分の報告について（令和 7 年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））
- 第 8 議案第 3 9 号 令和 8 年度関川村一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 4 0 号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第 1 0 議案第 4 1 号 財産の取得について（小型除雪車）

○出席議員（１０名）

１番	小澤	仁君	２番	加藤	つや子君
３番	川崎	哲也君	４番	近	敬志君
５番	近	壽太郎君	６番	加藤	和泰君
７番	高橋	正之君	８番	菅原	修君
９番	平田	広君	１０番	鈴木	紀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により出席した者

村長	加藤	弘君
副村長	野本	誠君
教育長	津野	庄一郎君
総務課長	渡邊	浩一君
地域政策課長	米野	哲弘君
地域政策課参事	須貝	出君
脱炭素推進室長	大島	祐治君
住民税務課長	渡辺	一洋君
健康福祉課長	田村	清洋君
健康福祉課参事		
兼診療所事務長	須貝	博子君
農林課長	富樫	吉栄君
建設課長	渡邊	隆久君
教育課長	熊谷	吉則君

○事務局職員出席者

議会事務局長	河内	信幸
議会事務局主幹	小池	由美子

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名全員です。

定足数に達していますので、これより令和 8 年関川村議会 5 月（第 5 回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第 1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3 番、川崎哲也さん、4 番、近 敬志さんを指名します。

日程第 2、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年 3 月及び 4 月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3、報告第 2 号 令和 7 年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（小澤 仁君） 日程第 3、報告第 2 号 令和 7 年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、臨時会議にご出席を賜り大変ありがとうございます。

最初に報告いたします報告第 2 号は、令和 7 年度の関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてでございます。

これは、令和 7 年度予算のうち、令和 8 年度に繰り越して執行するものを地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づきまして報告するものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第４、報告第３号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）

○議長（小澤 仁君） 日程第４、報告第３号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第３号は、関川村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告です。

この改正は、地方税法等の一部改正に伴い、村の条例を改正するものでございます。

地方自治法第180条第１項の規定により専決処分しましたので、同条２項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、住民税務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） それでは、関川村税条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されるものについて、村の条例を改正したものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第９条、第10条は、関川村税条例第１章の総則の部分でございます。

第21条は村民税、第68条から第80条までは軽自動車税、11ページの下、６行目、第６条の３からは附則となっております。

改正の概要は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正であります。

軽自動車税種別割は、名称が簡略化され、再び軽自動車税とし、これに伴い、新たに条の追加や条項等を削る箇所が出てきましたので改正したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 5、報告第 4 号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（小澤 仁君） 日程第 5、報告第 4 号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第 4 号は、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告です。

この改正は、地方税法等の一部改正に伴い、村の条例を改正するものでございます。

地方自治法第180条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条 2 項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、住民税務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） それでは、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されるものについて、村の国民健康保険税条例の課税限度額の子ども・子育て支援納付金分の新設及び基礎賦課分の引上げ、そして軽減に関わる所得判定基準を改正したものでございます。

新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

第 3 条第 2 項につきましては、国民健康保険税の課税額の基礎賦課分の賦課限度額を 66 万円から 67 万円に引き上げるものでございます。

第 5 項は、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額を新設し、3 万円とするものでございます。次に、2 ページをご覧ください。

第11条第1項第 2 号は低所得者の 5 割軽減、第 3 号は低所得者の 2 割軽減を規定しておりまして、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 30 万 5,000 円から 31 万円に、2 割軽減の基準額については被保険者数に乗ずる金額を 56 万円から 57 万円に引き上げるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第6、報告第5号 専決処分の報告について（令和7年度関川村一般会計補正予算（第12号））

○議長（小澤 仁君） 日程第6、報告第5号 専決処分の報告について（令和7年度関川村一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第5号は、令和7年度関川村一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告です。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

具体的な内容につきましては、総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） それでは、令和7年度関川村一般会計補正予算（第12号）について説明いたします。

こちらにつきましては、令和8年3月31日に専決を行いました。

第1条において、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億100万円を減額し、総額をそれぞれ70億4,940万円としています。

第2条は繰越明許費の補正でございます。

なお、今回は決算を迎えるに当たり、令和7年度予算の最後の補正です。事業費及び財源の確定など、実績に基づいて補正したものです。

主なものについて説明させていただきます。

最初に、歳出からお願いいたします。

歳出は23ページからになります。ほとんどが減額の補正ですが、一部増額もあります。

25ページをご覧ください。

2款1項4目財産管理費24節積立金8,911万4,000円。こちらにつきましては財政調整基金管理費で8,030万円、村債管理基金費で881万4,000円をそれぞれ積み立てるものでございます。

6目安心安全対策費11節役務費668万円の減です。こちらにつきましては防災タブレットの通信費が導入経費に含まれるということで皆減となっております。

7目地域振興費14節工事請負費4,815万5,000円の減です。脱炭素の庁舎及び公共施設の省エネ工事の事業費確定によるものでございます。

次のページ、18節負担金補助及び交付金、こちらの説明欄の一番下にございます脱炭素推進事業費、脱炭素先行地域づくり事業費補助金1億8,700万円の減です。こちらにつきましては、浄化センターの太陽光発電の蓄電池分の減など、事業費の確定によるものでございます。

24節積立金、むらづくり総合対策基金管理費で2,000万円、ふるさと応援基金管理費で8,800万円をそれぞれ積み立てるものです。

続いて、33ページをお願いします。

5款2項1目林業総務費24節積立金、森林環境基金管理費で680万円を積み立てるものでございます。

続いて、36ページをお願いします。

7款2項2目道路橋りょう維持費3,500万円の減でございますが、道路除雪費について2月に補正で増額しましたが、その後、それほど降雪などがなかったため減となっております。

続いて、歳入を説明させていただきます。

歳入は8ページからですが、10ページをご覧ください。

10ページの中ほど、2款3項1目森林環境譲与税273万6,000円です。

続いて、12ページ、10款1項1目地方交付税、こちらの普通地方交付税1億5,026万7,000円につきましては、当初予算では予算割れがないように堅く見積もっていたことと、また国から給与改定費や臨時経済対策費として多く交付されたことが増の主な要因となっております。

特別地方交付税1億4,008万2,000円につきましては、令和4年の災害や大雪などによる非ルール分の上乗せなどが増額となったものでございます。

続いて、15ページをお願いします。15ページの一番下になります。

14款2項5目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費国庫補助金、こちらの説明欄の一番下、臨時道路除雪事業国庫補助金1,100万円、こちらは大雪の関係でございます。

ページ飛びまして、19ページをお願いします。

17款1項1目寄附金、ふるさと応援指定寄附金で8,800万円、企業版ふるさと納税指定寄附金40万円。こちらにつきましては、RECSから20万円、新潟デックから20万円、寄附をいただいております。

18款1項1目積立基金繰入金1節財政調整基金繰入金1億6,360万5,000円の減でございますが、財政調整基金を取り崩すことなく決算することができるようになりましたので、皆減としてございます。

4節むらづくり総合対策基金繰入金1億1,628万円の減です。こちらも皆減でございます。

続いて、繰越明許費について説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正です。

変更でございます。

3款2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当給付事業費、こちらは10万2,000円の減で、補正後で20万2,000円でございます。令和7年度内の交付の増によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

10ページの歳入のところで、森林環境譲与税273万6,000円とありますけれども、これの具体的な説明がなかったんですが、教えてもらってもよろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） このたびの補正の関係ですけれども、当初予算の方で1,300万円という形で見積りをさせていただきましたけれども、その後、制度の関係で人口割と民有林人工林割の割合が変更になったことに伴いまして増額になりまして、273万6,000円の増額ということでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 8番、菅原です。

31ページの一番最後の部分、浄化槽の説明をお願いしたいんですが。

○議長（小澤 仁君） すみません、もう一回お願いします。

○8番（菅原 修君） 31ページの一番下の5です。合併処理浄化槽設置補助金ということで減額になってはいますが、この内容を教えてもらいたいんですが。

○議長（小澤 仁君） 説明の14番ですね。

○8番（菅原 修君） そうです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） この合併処理浄化槽設置補助金については、実績による減ですが、申請等がなければ実績が出てこなくて、このたび480万円の減となっております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 課長、すみません。もうちょっとかみ砕いて説明してもらわないと。もう一回お願いします。

○住民税務課長（渡辺一洋君） 当初の見込みよりも申請実績が減になったことに伴う減額というこ

とでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 今年度、ジビエの処理場を検討しているんですけども、そこに充てるわけにはいかないですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） ジビエの処理場については、建物の所有者は村となっているとは思いますが、村で改修するかどうかというところ、要は所有者で改修するのか、それとも猟友会の方で改修になるのか、その辺で補助金の対象になる・ならないというところでは、今、具体的に該当になるかということについてはお答えできないところであります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

同じく31ページの衛生費3目予防費、委託料900万円減なんですけれども、これの詳細をよろしくお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 感染症予防費の900万円減のところでございますが、大きな部分といたしましては、当初、コロナのワクチンで多く見積もっておりましたが、想定よりも少ない受診者でしたのでこの金額が残ったものでございますから、減にするものです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） コロナワクチン接種者が想定より少なかったということなんですけれども、その原因などは村の方で、調査していますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 調べておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。

22ページ、5目商工労働債なんですけど、道の駅の周辺整備事業で1,100万円ほど減額になっているんですけども、この理由を教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） ただいまの質問にお答えいたします。

道の駅周辺整備事業につきましては、事業費を多めに取っておりまして、その事業費に応じて起債の対象が決まります。工事自体、額が決まりましたので、使わなかった事業費、起債の額もその分多めに取っておりまして、その分を減らした形になります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第7、報告第6号 専決処分の報告について（令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））

○議長（小澤 仁君） 日程第7、報告第6号 専決処分の報告について（令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第6号は、令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告です。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

具体的な内容につきましては、健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） それでは、報告第6号 令和7年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ300万円を追加しまして、9,130万円とするものでございます。

中身につきましては、504ページをご覧ください。

歳入の部分で、保険料が300万円ほど増額で入ってきたことに伴いまして、県の広域連合の方に300万円、その額を上げる補正予算でございます。

歳出、505ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金という形で広域連合の方に支出するものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

これは、保険料の納付はいつだったんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 川崎さん、ごめんなさい。もう一回。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

保険料の納付はいつでしたか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 保険料につきましては、何回かに分けての第何期、第何期という形でございますので、何月何日というわけではないので、お答えしかねます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 納付が遅れた、期日までに遅れたということではないんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 納期が遅れたかどうかも分からない状態です。

○議長（小澤 仁君） しばらく休憩します。

午前10時27分 休 憩

午前10時28分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 300万円増加になった部分につきまして、原因ではないんですけれども、我々としては所得が上がったことによる保険料の増加と想定しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

今ほどの続きなんですが、保険料の増加分を、納付は遅れていないけれども、増加分を徴収したということによろしいですか。

○議長（小澤 仁君） しばらく休憩します。

午前10時29分 休 憩

午前10時31分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

今ほどの質疑は取り消します。

○議長（小澤 仁君） そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第 8、議案第 39 号 令和 8 年度関川村一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（小澤 仁君） 日程第 8、議案第 39 号 令和 8 年度関川村一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第 39 号は、令和 8 年度関川村一般会計補正予算（第 1 号）です。

今回の補正予算は、ゆ〜むの揚湯ポンプ購入費を計上しております。これは、4 月 2 日に揚湯ポンプが故障したため、予備のポンプと入替えをいたしました。その関係で、今後の故障に備え、新たな予備のポンプを購入する必要があるということで予算を計上しているものでございます。

その他詳細につきましては、総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 令和 8 年度関川村一般会計補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 790 万円を追加し、総額をそれぞれ 59 億 2,490 万円とするものでございます。

歳出から説明させていただきます。

8 ページをご覧ください。

3 款 2 項 1 目児童措置費 18 節負担金補助及び交付金 88 万円は、物価高対応子育て応援手当給付事業につきまして不足が生じたため補正をしているものでございます。

4 款 2 項 1 目清掃総務費 12 節委託料 100 万円は、物価高騰によるごみ袋製造費の増によるものです。

9 ページ、6 款 1 項 4 目施設管理費 17 節備品購入費 600 万円は、今ほどの村長の説明にもありましたように、ゆ〜むの揚湯ポンプ故障により予備のポンプを購入するものです。故障に伴うポンプの交換手間につきましては、今年度の当初予算で既設ポンプ、今回故障したポンプでございすけれども、それを引き上げて予備ポンプと交換し、分解整備をして、予備のポンプとするということとして修繕料を計上しておりました。交換手間につきましては対応してございます。

そして、故障したポンプを引き上げて分解点検をしたところ、修理ができないということでありましたので、今回、予備のポンプとすることができないということで、予備のポンプを新たに購入することで補正をするものでございます。

続いて、歳入でございます。

7ページをお願いします。

14款2項2目民生費国庫補助金、物価高対応子育て応援手当事業費国庫補助金で90万円、補助率10分の10でございます。

18款1項1目積立基金繰入金1節財政調整基金繰入金100万円は、ごみ袋の委託料に充てるものでございます。

11節商工観光振興対策基金繰入金600万円は、ゆ〜むの予備ポンプの購入に充てるものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。

歳出の8ページ、物価高騰対応子育て応援手当給付金なんですが、何人分の不足があったということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（田村清洋君） 22人分でございます。その中身としましては、新生児の部分も含まれてございますので、不確定な部分があった部分もありますし、そのほか申請のものに対して足りなかったというところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

8ページをお願いします。

ゴミ処理対策費、説明がありました。物価高騰によるごみ袋製造費の増ということですが、ナフサ不足によるこういった指定ごみ袋の品薄などということの報道もあるんですけれども、関川村においてはそういった心配は現状ありませんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） 今のところ、村のごみ袋の在庫、そして、今度、令和8年度に新たに製造する分を合わせても、今のところ心配はございません。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

9ページをお願いします。

揚湯ポンプの件なんですけれども、令和5年にも交換工事をしたと思うんですが、これは令和5

年にも交換して、今回も交換したということでしょうか、同じポンプを。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） これは令和5年6月に分解整備の点検を行っております。今回は故障ですので、新たに予備ポンプと交換したということになります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 今回は故障ということなんですが、故障の原因は分かりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 業者からは経年劣化ということで聞いております。具体的には、想定よりも早くモーター類、またポンプ部分の摩耗が進んでいたという報告を受けております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

8ページ、先ほどの指定ごみ袋製造等管理委託料の話が出たんですけれども、これは当初予算で480万円ほど見ているわけなんですけれども、それでも足りなくなってまた追加というようなことでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） 1枚当たりの単価が、業者に確認したところ、上がっておりまして、その不足分をこのたび補正いたしました。

以上です。

○議長（小澤 仁君） しばらく休憩します。

午前10時39分 休 憩

午前10時40分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。住民税務課長。

○住民税務課長（渡辺一洋君） ごみ袋1枚の単価29.5円が34円に上昇したことによるものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 9ページ、揚湯ポンプについてなんですけれども、今回、故障で修繕が利かないというようなことでしたけれども、これをもし修繕しないで壊れたときに注文となると、今回は17日間くらいの休館になったわけなんですけれども、その間に対応等はできないんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今回は、議員がおっしゃるように、予備のポンプがありましたので16日間の休館で済んだんですけども、もし予備ポンプがないと、発注してから納品までに約3か月かかると聞いております。そうすると、その後に工事ということになりますので、予備ポンプがなければ最低でも3か月以上の休館ということになりますので、これを防ぐためにも予備ポンプは必要と考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第40号 財産の取得について（除雪ドーザ）

○議長（小澤 仁君） 日程第9、議案第40号 財産の取得について（除雪ドーザ）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第40号は財産の取得についてでございます。

除雪ドーザの取得につきまして、既に仮契約を締結しておりますので、議会の議決をいただいて本契約とするものでございます。

詳細について、総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） それでは、説明させていただきます。

事業名は除雪機械購入事業（除雪ドーザ11トン級）です。

機械名・規格及び数量につきましては、除雪ドーザ11トン級、車輪式、1台です。

契約の方法は一般競争入札。

契約金額は1,809万5,000円です。

契約の相手方、合資会社坂町重機工業でございます。

なお、落札率につきましては78.9%でした。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番、平田です。

今回、一般競争入札ですけれども、入札参加者というのは何社ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 参加業者は2社でございました。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） もう一点お願いします。

この製造メーカーはどこですか。例えば、普通は三菱とかあるいは小松とかあると思うんですけども。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） こちらではまだどのメーカーになるかというのは把握しておりません。仕様書で、こういう規格で入札してくださいという案内になっておりますので。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。

当初予算では、除雪車の予算は4,500万円ほどになっていたんですが、今回、次の2台と合わせても3,300万円ぐらいなんですけれども、まだほかに今後購入する予定はございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 今年度はその2台と考えております。次年度以降は、更新計画にのっとり予定していくつもりでおります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第41号 財産の取得について（小型除雪車）

○議長（小澤 仁君） 日程第10、議案第41号 財産の取得について（小型除雪車）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第41号は財産の取得についてでございます。

小型除雪車の取得につきまして、既に仮契約を締結しておりますので、議会の議決をいただいて本契約とするものです。

詳細について、総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） それでは、説明いたします。

事業名につきましては除雪機械購入事業（小型除雪車）です。

機械名・規格及び数量、小型除雪車1メートル級（ロータリー除雪車）1台です。

契約の方法は一般競争入札。

契約金額は1,574万1,000円です。

契約の相手方、株式会社日の出自動車。

落札率は90.8%。

参加業者は2社でございました。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番、平田です。

今回、日の出自動車ですけれども、もう1社はどこになりますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 株式会社サカイ総合自動車です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

午前10時49分 散 会